

## 第4回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年6月16日(月) 13時58分～14時41分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員(19名)

|       |        |       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 1番委員  | 今井 由香里 | 2番委員  | 今井 文雄  | 3番委員  | 駒井 雄多  |
| 4番委員  | 山口 知治  | 5番委員  | 大川 哲彌  | 6番委員  | 花田 昭二  |
| 7番委員  | 花田 良造  | 8番委員  | 對馬 忠法  | 9番委員  | 齋藤 美也子 |
| 10番委員 | 外川 清孝  | 11番委員 | 葛西 松静  | 12番委員 | 工藤 守   |
| 13番委員 | 今井 龍美  | 14番委員 | 小山内 知寛 | 15番委員 | 木村 雅栄  |
| 16番委員 | 葛西 雅博  | 17番委員 | 古川 榮   | 18番委員 | 桑田 久毅  |
| 19番委員 | 高井 美奈子 |       |        |       |        |

4 出席農地利用最適化推進委員【調査員】(7名)

|      |       |      |        |      |       |
|------|-------|------|--------|------|-------|
| 平賀-1 | 赤平 和総 | 平賀-3 | 小野 哲   | 平賀-4 | 齋藤 陽徳 |
| 平賀-5 | 谷川 一雄 | 尾上-1 | 森内 優加利 | 尾上-2 | 葛西 均  |
| 碓ヶ関  | 平山 純一 |      |        |      |       |

5 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

|      |      |  |  |  |  |
|------|------|--|--|--|--|
| 平賀-2 | 阿部 功 |  |  |  |  |
|------|------|--|--|--|--|

6 出席事務局職員(6名)

|      |        |        |       |          |       |
|------|--------|--------|-------|----------|-------|
| 事務局長 | 中畑 高稔  | 事務局長補佐 | 福士 鉄也 | 事務局係長    | 外川 隆子 |
| 主査   | 坂口 由香里 | 主事     | 阿保 真心 | 碓ヶ関支局長補佐 | 成田 剛  |

7 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第8号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて

議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第12号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

議案第13号 令和6年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況に係る点検・評価(案)について

- 報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
 報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について  
 報告第 8 号 使用貸借合意解約書の受理について  
 報告第 9 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

## 8 会議の概要

最適化推進委員  
委嘱状交付

(省略)

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章  
唱和（委員全  
員）

(省略)

【開会 14 時 01 分】

議長（今井龍  
美）

これより、第 4 回総会を開会いたします。  
 ただ今の出席委員は、19 名中 19 名です。  
 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
 7 番花田委員、8 番對馬委員の両名にお願いいたします。  
 次に、会期についてお諮りいたします。  
 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。  
 議案説明のため、中畑事務局長、福士事務局長補佐、成田碇ヶ  
 関支局長補佐、外川係長、坂口主査、阿保主事の出席を求めまし  
 た。書記には、成田碇ヶ関支局長補佐を採用いたします。  
 それでは議案審議に入ります。  
 本日の議案は、お手元に配付してある議案第 8 号から第 13 号  
 の 6 件、ほかに報告が 4 件でございます。

阿保主事

現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに、議案第 8 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

1 ページをご覧ください。

議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて、別紙のとおり取消しをしたい旨の提出があったので承認をを求めるものです。

2 ページをご覧ください。

1 番は、令和 6 年 4 月 12 日第 28 回総会において農地法第 3 条による贈与について許可した案件です。

取消しの理由は、譲受人の都合によるためです。

以上です。

阿保主事

ただいまの譲受人の都合による取消の理由についてですが、補足でご説明いたします。譲受人の方が登記をご自身で手続きするのが難しいという理由から今回取消の申請がありました。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 8 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

16 番 葛西委員

議長、16 番

議長

16 番、葛西委員

16 番 葛西委員

16 番、葛西です。取消しされた譲渡人の方は今、畑はどのような状況なのか説明願います。

坂口主査

ただいまの質問に回答いたします。まだ申請は受けていないのですが、新規就農の方が借りる予定ということで相談を受けております。

以上です。

議長

他に、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第9号を議題とし、事務局に説明を求めます。

阿保主事

3ページをご覧ください。

議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添1：農地法第3条調査書、別添2：売買価格一覧と合わせて、4ページをご覧ください。

はじめに、総会資料の訂正がございます。

所有権移転の14番について、申請者から許可申請の取下げ願を受理しましたので、こちらの案件については、本議案の審議対象から除外させていただきます。

それでは議案の説明に移ります。

所有権移転について、13番から5ページの17番までは経営拡大、18番は譲渡人の要望、19番は親からの経営継承、20番は新規就農によるものです。

こちらから14番を除きますと、件数は7件、面積20,880㎡、田2筆3,023㎡、畑12筆17,857㎡です。

次に、6ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、35番から7ページの40番まで経営拡大によるものです。

件数は6件、面積20,372㎡、田7筆14,902㎡、畑4筆5,470㎡です。

次に、8ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、3番は新規就農によるものです。

件数は1件、面積2,178㎡、畑1筆2,178㎡です。

今回、申請のあった案件については、別添1のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。  
それでは、所有権移転の 18 番、賃貸借権設定の 39 番、40 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に所有権移転設定の 18 番は、15 番 木村委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、木村委員に退席を求めます。

（ 木村委員 退席）

議長

それでは、18 番について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
木村委員の入室を許可します。

（ 木村委員 着席）

議長

次に、賃貸借権設定の 39 番については、8 番 對馬委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、對馬委員に退席を求めます。

|    |                                                                                                |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | ( 對馬委員 退席)                                                                                     |
| 議長 | <p>それでは、39 番について、質疑、ご意見を求めます。<br/>何か、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>                            |
| 議長 | <p>ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>                                   |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。<br/>對馬委員の入室を許可します。</p> <p>( 對馬委員 着席)</p>                           |
| 議長 | <p>次に、賃貸借権設定の 40 番は、碇ヶ関の平山推進委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、平山推進委員に退席を求めます。</p> <p>( 平山推進委員 退席)</p> |
| 議長 | <p>それでは、40 番について、質疑、ご意見を求めます。<br/>何か、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>                            |
| 議長 | <p>ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>                                   |
| 議長 | <p>異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。<br/>平山推進委員の入室を許可します。</p> <p>( 平山推進委員 着席)</p>                       |
| 議長 | <p>次に、議案第 10 号を議題とし、事務局に説明を求めます。</p>                                                           |

外川係長

9 ページをご覧ください。

議案第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、議案の 10 ページをご覧ください。

2 番の申請地は 11 ページのとおり、平川消防署から東側へ約 600m に位置します。土地利用計画は 12 ページのとおり、農業用住宅の建築です。

3 番の申請地は同じく 11 ページのとおり、2 番の申請地の隣地 2 筆となっており、土地利用計画は 13 ページのとりの農業用住宅で、これまで宅地として使用していましたが、農地であることが判明したものです。

今回の 2 件について、他法令の許可、農地区分及び適用条項は、別添 3 のとおりで、総合意見として許可できる要件を満たしております。

なお、この 2 件については、平川市地域農業経営基盤強化促進計画に記載されている農地で、計画からの除外手続き中であることから、除外日（6 月末）を許可日として許可証を交付することになります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 10 号の 2 番から 3 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 11 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

外川係長

14 ページをご覧ください。

議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 4 農地転用許可基準説明書と合わせて、議案 15 ページをご覧ください。

3 番の申請地は 16 ページのとおり、県立尾上総合高校から東へ約 800m に位置します。土地利用計画は 17 ページのとおりで、農業用水稲乾燥施設の用地です。

他法令の許可、農地区分及び適用条項は別添 4 のとおりで、総合意見として許可できる要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 11 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 12 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主査

まず、議案の追加と訂正をお願いします。

追加の議案は、「機構法 利用権設定（配分計画）」と書かれております。

こちらについては、改めてご説明いたします。

次に、議案資料の訂正についてです。

郵送でお送りしました議案の 19 ページをご覧ください。

その中の番号について、5 番を 3 番、6 番を 4 番へ訂正願います。

それでは、改めて説明いたします。

18 ページをご覧ください。

議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定

に基づき、農地中間管理機構に対して、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。3番と4番は、一括方式による利用権設定となります。

申請事由は経営拡大によるものです。件数は2件、面積4,761㎡、田7筆です。

次に本日、追加配布した「機構法 利用権設定（配分計画）」の議案をご覧ください。こちらの19-1ページをご覧ください。

1番から19-3ページの5番まで、再配分による利用権設定です。

借受人について、説明いたします。

借受人の経営面積はゼロとなっておりますが、実際は法人の取締役の世帯が所有している農地を耕作しております。

また、当該借受農地は、法人の代表取締役が個人で借りていましたが、昨年3月に解約して、今回、法人名で借受けしたものです。

事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしております。

件数は5件、面積22,631㎡、田9筆です。

今回、申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第12号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

15番 木村委員

議長、15番

議長

15番、木村委員

15番 木村委員

15番、木村です。4番の公益社団法人あおもり農業支援センターですが、どのような方なのかお聞きしたいです。

坂口主査

ただいまの質問に回答いたします。こちらの団体は農地中間管理機構という言い方もするのですが、個人が農地中間管理機構に農地を貸付して、借りたい人が農地中間管理機構から借りるという役割となっております。個人と個人の相対の貸し借りの場合は農地法第3条の貸し借りをするのですが、農地中間管理機構を経

由する場合は、農地中間管理事業を使います。貸し手と借り手が決まっている場合は一括方式で貸借しております。

以上です。

議長

他に、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 13 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

福士補佐

20 ページをご覧ください。

議案第 13 号 令和 6 年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況に係る点検・評価（案）について、令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、令和 6 年度における最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況に係る点検・評価結果を取りまとめたので審議を求めるものです。

農業委員会の最適化活動における点検・評価につきましては、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定により毎年ホームページ等で公表するとともに、6 月末までに県知事等に報告することになっております。また、冒頭で説明したとおり、「農業委員会による最適化活動の推進等について」の局長通知により、委員ごとに最適化活動の点検・評価を行うとともに、農業委員会の総会において意見を求めることとしております。

まずは、21 ページをご覧ください

本ページは、従前から実施している農業委員会としての最適化活動の点検・評価となり、令和 6 年度最適化活動の目標設定時における基本データと同じ値が記載されていますので、説明は省略します。

次に 22 ページをご覧ください。

本ページは、令和 6 年度の農地の集積状況を記載しております。

中段あたりにある③実績をご覧ください。令和6年度における新規集積面積は106ヘクタール、平川市内の令和6年度末時点での集積面積の累計は2,703ヘクタール、集積率は52.9%、目標達成率は103.7%となりました。

今回、すべての目標に対して数値が上回った要因としては、昨年度末の「地域計画」の完成、および、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下「機構法」とする。）が4月から施行されることにより、これまで「農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」とする。）」にて農地の権利移動が認められる案件についても一部制限が発生することから、その影響を受ける農業従事者の駆け込み申請によるものが大きいと考えられます。

次に、23ページをご覧ください。

遊休農地の発生防止・解消に係る状況を記載しております。23ページの③実績に記載されているとおり、令和6年度の遊休農地の解消面積は0.6ヘクタール、目標の1.3ヘクタールに対して46.2%の達成率に終わりました。

また、令和6年度における農地パトロールの結果、市内の遊休農地面積は、④その他に記載されているとおり12.1ヘクタール、この1年間で新たに発生した遊休農地は2.1ヘクタールとなりました。

次に、新規参入の促進の状況ですが、24ページをご覧ください。

③実績に記載されているとおり、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は69.1ヘクタール、目標の22.4ヘクタールに対して308.5%の達成率となりました。農業委員会の点検結果にも書いているとおり、公表した農地とはあっせん情報で公開している出し手側の農地のことですが、面積だけでいえば新規参入者に提供できる農地が確保されている形となっています。ちなみに、令和6年度の新規参入者は19経営体、取得した農地面積は4.9ヘクタール、経営体系としてはミニトマト等の施設栽培やリンゴ、桃等の果樹となっています。

次に、最適化活動の活動目標のうち、活動強化月間については、24ページの下段の②実績のとおりに、農地パトロールとその結果分析、地域計画策定のために実施した「農地の集積・集約に向けた意向調査」を行い、目標どおりの活動ができました。また、新規参入相談会への参加については、25ページ中段の②実績のとおりに、「ひらかわフェスタ2024」における農業委員会ブースで相談コーナーを設置したことから、こちらでも目標どおりの活動ができました。

以上のことから、農業委員会としての目標達成状況をポイント化したところ、11 ポイントとなり、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という評価となりました。

次に、26 ページをご覧ください。

こちらは、推進委員等の点検・評価結果となっており、委員の皆さまの最適化活動における点検・評価を個人ごとにポイント化した結果となります。

ご覧のとおり、期待を上回る結果が 3 人、期待どおりが 6 人、期待を下回る結果が 18 人となりました。この内容については、後ほど説明いたします。

次に、27 ページをご覧ください。

こちらは、農業委員会の事務に関する実施状況を記したものです。総会の開催実績、農地法第 3 条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務については、記載のとおりとなります。最後の

「違反転用への対応」ですが、事務局では違反転用に関する統計や調査に係る資料がないことから、令和 6 年度の総会で諮った農地法第 4 条及び第 5 条の許可のうち、追認という形で取扱ったものを実績としております。

続きまして、28 ページをご覧ください。

これは、個人ごとの最適化活動の点検・評価のシートになります。

先ほども説明したとおり、委員会としての評価は高かった一方で、個人ごとの評価では残念ながら低評価の方が多くなっております。昨年度と比較すると全体的にポイントは下降しておりますが、この要因は、皆さまから提出していただいた活動記録簿における活動日数の不足によるものと考えられます。

26 ページをご覧ください。このページの中段に、推進委員等が最適化活動を行う日数という欄があります。月当たりの活動日数が目標の 10 日に対して実績は、6.7 日となりました。昨年の 6 月総会では「最低でも 6 日以上活動を」とお願いしており、その結果、6.5 日と比較し 0.2 日増となり、若干の改善は見られましたが、目標からは、ほど遠い状況となっております。また、昨年度同様に活動記録簿の提出漏れや記載漏れがあったことも影響しているのではないかと感じております。

資料は 28 ページに戻りますが、個人ごとの評価で「期待どおり」以上の方を見ますと、活動日数が月当たりで 9.5 日以上となっていくことから、今年度の活動記録については、最低でも月あたり 10 日以上、年間で 120 日以上の記載をお願いいたします。

前回もお知らせしましたが「会議に出席したのみ」とか「農業者年金や全国農業新聞の案内・勧誘のみ」とかの活動はもちろんのこと、地区大会や県大会への参加、農業委員会から依頼した総会の議案に係る現地確認のみの活動も、最適化活動には含まれません。

ちなみに、今回もそのような記載があった場合は、その行き帰りに圃場を巡回したとか会議の会場で農地の相談を受けたという形にして日数をカウントした部分もありますので、今後の記載には十分お気を付けください。よろしくお願いします。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 13 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、報告 4 件について、事務局に説明を求めます。

阿保主事

29 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

30 ページをご覧ください。

こちらは、令和 7 年 4 月から同年 5 月までの間に受理した、相続による届出の一覧となります。

件数は 22 件、面積 235,100 ㎡、田 73 筆、畑 82 筆です。

続いて、31 ページをご覧ください。

報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙の

とおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 5：関連案件一覧と合わせて、32 ページをご覧ください。

15 番から 17 番まで他者へ貸付するため解約するものです。  
件数は 3 件、面積 15,815 m<sup>2</sup>、田 5 筆 14,678 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 1,137 m<sup>2</sup> です。

続いて、33 ページをご覧ください。

報告第 8 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

34 ページをご覧ください。

4 番は土地収用のため、5 番は他者へ売却するため、6 番から 35 ページの 7 番までは他者へ貸付するため解約するものです。

件数は 4 件、面積 4,613 m<sup>2</sup>、田 5 筆 4,518 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 95 m<sup>2</sup> です。

外川係長

続きまして、36 ページをご覧ください。

報告第 9 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

37 ページをご覧ください。

1 番の届出地は 38 ページのとおり、竹館小学校から南東に約 900m に位置するところです。土地利用計画は 39 ページのとおりで、盛土後はりんごを作付け予定です。

今回の届出件数は 1 件で、面積 1,039 m<sup>2</sup>、畑 1 筆です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 4 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 41 分】